

第 号
年 月 日

様

練馬区長 印

景観重要建造物等非指定通知書

年 月 日付けで景観重要建造物（樹木）の指定の提案のあった建造物（樹木）

については、指定しないこととしたので、景観法 { 第20条第3項 } の規定により下記のとおり通知します。
{ 第29条第3項 }

記

- 1 建造物の名称（樹木については樹種）
- 2 建造物（樹木）の所在地
- 3 所有者の住所および氏名
（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称および代表者の氏名）
- 4 指定しない理由